

明 福 生 第 4 6 7 号

2024年(令和6年)2月20日

明石市長 丸谷 聡子  
(公印省略 福祉局生活支援室生活福祉課)

明石市役所北庁舎(旧保健センター)清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市役所北庁舎(旧保健センター)内における清涼飲料水自動販売機について、設置業者を公募しますので希望される方は、下記の要領により応募してください。

## 記

### 1 設置場所等の概要

#### (1) 設置場所

明石市相生町2丁目5番15号

明石市役所北庁舎(旧保健センター) 1階ロビー

幅1.5m×奥行0.9m(別紙位置図参照)

#### (2) 公募する清涼飲料水自動販売機数

1台

#### (3) 設置期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

ただし、設置業者が引き続き設置を希望し、行政財産使用許可が更新される場合は、最長5年間において設置できる。

#### (4) 売上実績(参考:今後の自動販売機の売上等を保証するものではありません。)

約678本/月(令和5年4月～令和5年12月の平均)

### 2 参加要件(応募者は、次のすべての要件に該当していること)

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(5) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を見積合せの日の前日までに完納していること。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予が認められているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。

- (6) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※1）を完納していること。また、落札者となった場合は、協定締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書（※2）を提出できること。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予が認められているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- (8) 明石市広告掲載基準第4条に該当しないこと。
- (9) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

### 3 設置条件

#### (1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置するとともに商品を補充し、硬貨詰まりなどの機械故障等に迅速かつ誠実に対応し管理すること。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

#### (2) 設置可能な自動販売機

- ア 自動販売機で販売する清涼飲料水は、缶、ペットボトル等の密閉式容器を使用した、お茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等とする。
- イ アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）は販売しないこと。
- ウ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。
- エ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- オ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で供給できること。
- カ ユニバーサルデザイン型自動販売機の設置に努めること。

#### (3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

#### (4)設置工事等

- ア 自動販売機の設置費用（電気その他の付随する工事を含む）については、全額、設置業者の負担とする。
- イ 工事は、執務時間（平日 8 時 5 分から 17 時 40 分まで）外で行うことを原則（執務時間内工事を行う場合は、事前協議を要する）とする。
- ウ 設置後は、施設利用上での安全性が確保されたものであること。

#### (5)設置料

市が設定する最低設置料（月額）以上で、かつ最高金額をもって有効な価格の見積をおこなった金額を設置料とする。なお、この設置料には行政財産使用料を含むものとする。

支払方法は、年一括払いとし、請求に応じ、指定する納期限までに納入すること。

#### (6)光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。支払方法は、月額払いとする。電気料金については、設置業者の負担において、設置する自動販売機に電気量子メーターを取付け、指示値により計測した使用量に、市が定める電気料金単価を乗じて得た額とし、請求に応じ、指定する納期限までに納入すること。

（参考）電気料金単価：月毎に変動。令和 5 年 12 月分：税込 29.43 円/kwh

#### (7)使用上の制限

- ア 設置業者は、庁舎の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。
- イ 空き缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。
- ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。
- エ 現状を変更する場合には、市の許可を得ること。

#### (8)損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部又は一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

#### (9)設置許可の取消し

市において公用又は公共用に供するため設置場所を必要とするとき、又は設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

#### (10)原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき又は設置許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機（電気機器その他の付随するものを含む）を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において市が行う。

(11) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき又は設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(12) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し又は担保にすることはできない。

(13) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。

イ 設置業者は、毎月の販売数を書面若しくは電磁的媒体（電子メール等）により報告すること。

(14) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理すること。

4 清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問及び回答

(1) 質問の方法

下記期間内にファクシミリにより福祉局生活支援室生活福祉課へ清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問書（指定様式）を提出すること。

期間：令和6年2月20日（火）から令和6年2月27日（火）午後1時まで

FAX：078-918-5406

宛先：明石市福祉局生活支援室生活福祉課 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当

(2) 質問に対する回答

令和6年2月29日（木）午後1時から、明石市ホームページにおいて公表。

5 応募方法

令和6年2月29日（木）午後1時から明石市ホームページに掲載する清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募すること。また、応募する前に、設置場所の確認を行うこと。

(1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒等の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付ける。

ア 公募型業務委託見積合せ参加申請書（指定様式）

イ 見積書（指定様式）

ウ 販売を予定する清涼飲料水のリスト

エ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）

オ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金の額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類

カ 法人登記簿謄本又は住民票謄本（写しでも可）

キ 国税・市税完納証明書（公告日以降に発行されたものに限る。写しでも可）

国税の納税証明書は、納税の猶予の特例を受けている場合にあつては、その1（納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明）直近2年分、個人の場合にあつては、その3の2（申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明）、法人の場合にあつては、その3の3（法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明）を提出すること。

ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要。

(2) 封筒の提出について、持参は認めない。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送すること。

ア 福祉局生活支援室生活福祉課への郵便物の必着期限は、令和6年3月5日（火）午後5時です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。また、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより福祉局生活支援室生活福祉課へ公募型見積合せ参加確認書（指定様式）を送付すること。

FAX：078-918-5406

明石市福祉局生活支援室生活福祉課 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

## 6 見積方法

見積金額は、月額設置料を記載すること。なお、月額設置料には行政財産使用料を含む。また、この設置料に消費税額は加算しない。

## 7 予定価格（最低設置料）

1, 320円/月

見積にあつては、予定価格（最低設置料）を下回らないよう注意する。下回った場合は無効となる。

## 8 設置業者選定方法

見積合せの結果、最高金額をもって有効な見積をおこなった応募者を設置業者とする。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定する。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象とはしない。

9 見積合せ日時および場所

日時 令和6年3月7日(木)午後2時40分

場所 本庁舎804会議室

10 見積結果について

- (1) 見積合せの場所においては一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行う。
- (2) 資格審査については、最高価格見積者から順次行い、見積参加要件を満たしていることが確認できた段階で設置業者を決定する。
- (3) 見積結果は、令和6年3月8日(金)から明石市ホームページにおいて公表する。

11 その他

応募に係るすべての費用は、応募者の負担とする。また、提出されたすべての申込書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しない。